

栄養ケア活動支援整備事業公募要綱

1. 目的

将来、在宅療養者・居宅要介護者が増加し、これらの者に対する栄養ケアサービスの需要も増大することが予想されている。

現在の栄養ケアの担い手である医療機関、介護保険施設等の管理栄養士等の数では、今後の栄養ケアの需要増大に対応できないと考えられる。

この大規模需要に対応するため、本事業では、在宅での栄養ケアを担う管理栄養士等の人材確保及び関係機関、関係職種等と連携した栄養ケアを行う民間団体を公募し、在宅療養者への栄養ケアの体制の整備に資することを目的とするものである。

2. 概要

増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、未就業の管理栄養士等の人材確保及び関係機関、関係職種等との連携した栄養ケアを行う民間団体の事業について、国が財政的支援を行うものとする。

3. 補助対象事業

(1) 実施主体

次の全ての要件を満たす団体であること。

- ・ 栄養ケア活動に関する実績が3年以上あること。
- ・ 公益法人等の法人格を有すること（ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない。）。
- ・ 事業結果について検証・評価を行うことができる団体であること。
- ・ 医療関係団体等で構成する連絡協議会を設置していること（設置予定を含む。）。
- ・ 3（2）ア②の事業内容を行う場合においては、職業紹介事業の許可を受けていること（許可予定を含む。）。

なお、栄養ケア活動支援整備事業に、連続して3年採択された団体は、応募できない。

(2) 事業内容

ア. 次のいずれかの内容であること。

- ① 在宅での栄養ケアを行う人材を育成・確保し、地域における在宅療養

者・居宅要介護者の栄養ケアの状況に応じて、医療提供機関・介護施設等が、地域の医療提供機関並びに医療・介護関係団体等と連携して、在宅療養者・居宅要介護者に対して栄養指導・食生活支援を実施、評価し、そのシステムを構築する。

- ② 地域において、在宅での栄養ケアを行う人材を確保し、地域の実態に合わせた方法により、在宅や診療所での栄養ケアを行う人材を継続的に供給できる体制を整備し、医療・介護を行う診療所等と連携した栄養ケア活動の成果を検証する。

イ. 次の全ての要件を満たす事業であること。

- ①自治体と連携し、地域における在宅療養者・居宅要介護者の栄養ケアの状況を把握していること。
- ②事業終了後、実施した事業の結果について検証・評価を行い報告できるものであること。
- ③3（2）ア②の事業内容を行う場合にあっては、以下の要件も満たすこと。
- ・管理栄養士の雇用を考えている施設の登録事業を含んでいること。
 - ・常勤の職を有していない管理栄養士の登録事業を含んでいること。
 - ・管理栄養士の雇用を考えている施設への管理栄養士の紹介事業を含んでいること。
 - ・紹介事業により地域での栄養ケア活動の促進が期待されるものであること。

なお、平成25、26、27年度栄養ケア活動支援整備事業で採択された事業については、本事業内容に沿った新たな取組内容の場合には、応募することが可能。

ウ. 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

- ・営利を目的とした事業の場合。
- ・紹介事業に関し、求職者又は求人者から手数料又は報酬を受けて行う場合。
- ・事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する場合。
- ・財務諸表等の会計書類から法人の経営状況に深刻な問題があると判断される場合。
- ・複数の法人が連名で応募している場合。
- ・平成25、26、27年度栄養ケア活動支援整備事業と同様の取組内

容で継続する事業の場合。

(3) 実施期間

平成28年度内に開始し完了すること。

4. 対象経費等

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫補助（負担）金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われるものである。なお、予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助額は計画所要額を下回ることがあるので留意すること。

今回の事業計画の作成に当たっては、以下のとおりである。

(1) 計画所要額

原則として5,000千円程度

(2) 対象経費

対象経費については、採択の決定日から、平成29年3月末日までの間に支出された賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費、保険料、委託料とする。

5. 留意事項

(1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。

(2) 事業内容に即した所要額の積算であること。

(3) 賃金は、一時的に雇用されるアルバイト等に対してのみ対象であるため、正規職員の給料・手当等については、原則として補助対象とはしないこと。

(4) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。

(5) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業に係る経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。

6. 応募方法

1団体1事業のみの応募とする。

応募に際しては、本要綱並びに記入上の留意事項を熟読すること。

(1) 提出書類

ア. 栄養ケア活動支援整備事業計画書

様式1に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。

- ・法人の概要及びこれまでの活動内容（様式2）

※「これまでの活動内容」には、栄養ケア活動に関する過去3年間の活動内容や実績を具体的に記入すること。

- ・事業計画（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
- ・無料職業紹介許可条件通知書（事業内容3（2）ア②を行う場合）
- ・その他（事業の詳細が分かる資料等。様式任意）

イ. その他

所管官庁に提出している定款（寄付行為）、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。

また、提出書類は6（1）アの書類も含め原則として全てA4コピー用紙両面刷りによること。

（2）提出先

厚生労働省健康局健康課栄養指導室（以下「厚生労働省」という。）に、6（1）ア及びイを平成28年4月22日までに10部提出すること。

7. 採択方法

採択に当たっては、厚生労働省に設置する本事業に関する評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が採択団体を決定する。

審査に当たっては、原則としてヒアリング等による審査を行うこととする。審査は平成28年5月頃に予定しているが、ヒアリング等に要する旅費等については補助対象としないので留意すること。

このほか、応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

8. 交付申請

採択決定の通知を受理した団体は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

9. 事業実績報告

国庫補助の対象となった団体においては、補助金額の確定後、別に定め

る事業実績報告書を作成し、その他の成果物とともに平成29年4月10日までに厚生労働省に提出すること。

なお、事業実績報告書には、以下の内容を含むこととする。

- ① 事業概要
 - ・ 目的
 - ・ 対象
 - ・ 方法 等
- ② 実施内容の詳細
 - ・ 企画・評価委員会、ワーキンググループの開催
 - ・ 実施体制
 - ・ 課題の把握方法
 - ・ 行政及び関係機関等との調整 等
- ③ 実施結果
 - ・ 確保した人材の人数
 - ・ 連携した医療提供機関等の数
 - ・ 継続的に供給した人材の数（事業内容3（2）ア②を行った場合）等
- ④ 事業の効果と検証
 - ・ 事業を実施することにより得られた栄養ケアの効果
 - ・ 紹介事業に登録し栄養ケア活動を行った管理栄養士からの評価
 - ・ 連携した医療機関等からの評価（事業内容3（2）ア②を行った場合）
 - ・ 対象者（在宅療養者等）からの評価 等
- ⑤ 今後の展開
 - ・ 栄養ケアの体制の整備や充実に向けた、当該事業の成果の具体的な活用方法
 - ・ 継続的な人材の供給に向けた具体的な展開（事業内容3（2）ア②を行った場合） 等

また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等を確認することがあるほか、事業完了後に事業の詳細な報告を求めることがある。

10. 事業計画書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局健康課栄養指導室栄養管理係

1 1. 本事業に係る照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局健康課栄養指導室栄養管理係

TEL : 03-5253-1111 (内2972・2973)

FAX : 03-3502-3099